

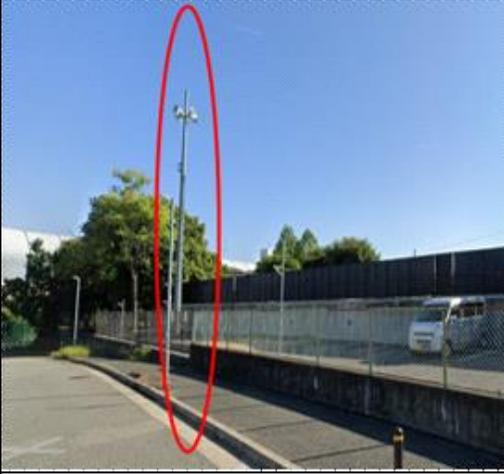
■その他書類に関する質問への回答

No.	書類名	頁	大目	中目	小目	項目名	質問の内容	模式図等 (別紙を添付することも可とする)	回答
1	その他	1/10			No. 3	事業用地の状況	「既存擁壁は市から事業者へ譲渡の後、原則、全て撤去してください。」とありますが、本事業に供する土地と擁壁が一体のものであるため、一般的にその所有権は土地所有者に帰属するものとして理解しており、取り扱いにつき再考をお願いします。なお、既存擁壁の解体自体は、基本協定書への記載により対応できるものと思料いたします。		原案のとおりとします。
2	その他	1/10			No.17	提案の基本条件	「活用提案があった場合の協定について、範囲は限定していませんが、実際に実施できるかの判断は協議によるものとなります。」とありますが、市との連携内容の個別詳細が市との協議を経て確定するため、提案書受付時までに市と連携した事業の提案内容詳細を定められないことから、市と事業者間の包括連携協定を提案するとした場合、同協定締結に際してどのような手続き、期間等が求められるのかご教示ください。		募集要項に関する質問回答No.1をご参照ください。
3	その他	2/10			No.20	提案の基本条件	「一例として、事業者が公園内の清掃や休日の緊急対応等の管理補助を行い、安全な利用形態を維持してもらう中で、事業地と連携した催しを公園内で適時実施するなどの協定を結ぶことで、双方にとって集客・利用者満足度の向上が図れるようなものが想定されます。」とのことですが、例示の場合の協定種類および手続き内容につきご教示ください。		公園みどり推進課と事業者で締結する当該事業に係る基本協定になります。 市と事業者で紙ベースの協定書に社印等の押印を想定しています。
4	その他	2/10			No.25	提案の基本条件	地域団体と自主管理協定を締結していると思われませんが、どのような内容であるかご教示ください。		地域住民5名以上で構成されている住民団体と、公園等を活動区域として協定書を締結しています。 協定締結は1公園に1団体とし、月2回以上の清掃活動、公園施設の不具合箇所の連絡、四半期ごとの活動報告書提出を定めています。 活動報告書により、年1回活動交付金を交付しています。
5	その他	2/10			No.28	提案の基本条件	「当該ブロックは、平成24年に近隣要望により路上駐車対策として市が設置しています。」とのことですが、当該ブロック以外に本事業用地周囲の道路における路上駐車対策で実施している内容がございましたらご教示ください。 (例:所轄警察署への放置車両監視を打診している 等)		その他路上駐車対策は、行っていません。
6	その他	2/10			No.29	市との連携について	市との連携の一環として、市主催の地域イベント等を誘致することが可能とのことですが、同地域イベントの一部会場として提案施設の一部を利用することも可能と考えて宜しいでしょうか。		ご理解のとおりです。
7	その他	5/10			No.77	関係法令等の遵守(エ)	「緑化面積率は開発区域全体の面積が基準となります。緑化面積については原則として敷地分割した敷地ごとに基準を満たしてください。」とありますが、必要となる緑化面積の算出に際して、開発区域全体の敷地面積を本事業用地の面積から帰属道路の面積を除いた値として考えて宜しいでしょうか。		対象面積から帰属道路面積を減じた面積に緑化面積率を乗じた面積を算出ください。
8	その他	5/10			No.77	関係法令等の遵守(エ)	上記質問No.7において、緑化面積率は、開発区域全体の敷地面積を採用し、敷地全体で緑化面積を確保する計画として考えて宜しいでしょうか。		敷地面積を分割した場合は原則分割した各敷地で基準を満たしてください。ただし、全区域で協議することも可能です。
9	その他	5/10			No.78	関係法令等の遵守(エ)	「雨水の放流先によっては必須となる場合があります」とのことですが、雨水の放流先の容量を超過しないと考えられる場合、雨水貯留槽の設置が不要であると考えて宜しいでしょうか。		計画流域通りの排水であれば必須ではありませんが、敷地面積が大きいため雨水抑制槽のご協力を望みます。

■その他書類に関する質問への回答

No.	書類名	頁	大目	中目	小目	項目名	質問の内容	模式図等 (別紙を添付することも可とする)	回答
10	その他	5/10			No.78	関係法令等の遵守(エ)	「雨水の放流先によっては必須となる場合があります」とのことですが、放流先の位置および容量をご教示ください。		大まかではありますが、当該エリアについては敷地の約半分が北側の管路、約半分が西側及び南側の管路へ放流する計画流域になります。雨水については容量＝流域(敷地面積)と考えます。 参考資料1をご参照ください。
11	その他	5/10			No.83	関係法令等の遵守(エ)	汚雑合流の汚水量の算定において、「豊中市開発行為等に関する手引き」P14に1人1日当たり691リットルと記載がありますが、用途別に定められた排水人口の基準(平米当たりの人数)が見当たらないため、建物用途別に排水人口算定基準がございましたら、ご教示ください。 例 ・物品販売店舗 ・飲食店舗 ・クリニック等(無床診療所)		基準は、特にありません。 公共下水道への排出汚水量は基本的には水道使用量とイコールとなりますので、水道の水力計算量から検討いただく、または、過去の同規模施設の実績値を計算根拠にさせていただいてもかまいません。
12	その他	5/10			No.83	関係法令等の遵守(エ)	上記質問No.11について、類似事例(同一用途、同一業態の他店舗での実績)を利用して算出することはできませんでしょうか。		No.11の回答をご参照ください。
13	その他	5/10			No.83	大量排水協議	事業用地西側にある既存合流桝φ1200および取り付け管φ600の再利用を検討しております。 当該合流桝の許容量の1分間当たりの排水許容量をご教示ください。		取付管については勾配を管理把握していないため正確な数値は不明です。当該取付管の標準勾配は2.4‰となり、計算上では取付管の排水能力としては0.3008m ³ /sは有しているものとし検討してください。
14	その他	6/10			No.100	開発許可の取扱いについて	帰属道路内に埋設した電気、弱電、ガス等の配管に関する道路占用料は不要と考えて宜しいでしょうか。		占用料は必要となります。また、減免の対象の有無については、豊中市占用料条例及び同条例施行規則をご参照ください。
15	その他	第2章	第1節				雨水浸透への配慮として、浸透桝や浸透配管の設置、緑地等を整備することにより、雨水貯留槽の設置は不要とすることができると考えて宜しいでしょうか。		雨水浸透施設(桝や浸透管など)については雨水計算上加味しないため、浸透施設の有無は雨水抑制槽の設置条件には影響しません。
16	その他	1/4	4				左記仕様書中、「4.履行期間」について、10カ月間とされております。受託者として安定した授業運営に資するべく設備投資等を行うため、複数年・長期にわたる受託をしく考えておりますが、履行期間(契約期間)の長短について、協議可能な事項でしょうか。		協議は可能ですので、ご提案ください。
17	その他	2/4	5	③			左記仕様書中、「5.本業務回数・指導時間」のうち、③移動時間について片道15分以内(移動支援、乗降含む)と定められています。学校所在地周辺の道路状況等により、学校敷地外、安全を確保できる場所まで移動したのち、乗降をすることも想定されます。そのような対応をする際、「学校～学校敷地外の乗降場所」までの移動時間については、前述の移動時間(片道15分以内)とは別に見込んで良いものでしょうか。		「学校～学校敷地外の乗降場所」までの移動時間も、片道15分以内の移動時間を含むものとします。

■その他書類に関する質問への回答

No.	書類名	頁	大 目	中 目	小 目	項目名	質問の内容	模式図等 (別紙を添付することも可とする)	回答
18	その他	3/4	11	(3)			左記仕様書中、「11.指導方針等」のうち、「(3)水泳指導の流れ」他、「学習指導要領に基づいた評価項目」との記述があります。 同評価項目について、発注者である学校側から示されるものであるのか、受注者側から提案する必要があるものか、ご教示ください。		指導内容及び評価項目については、学校との協議のうえで定めませんが、必要に応じてご提案ください。
19	その他						水泳授業支援業務等の受注者は、その受託業務の一部を 受注者の責において、第三者へ再委託することは可能でしょうか。		市「再委託に関するガイドライン」に定める範囲内であれば可能です。
20	その他	10	4	(6)	ウ	照明	開発道路および帰属道路に敷設する照明器具で、豊中市基準同等とありますが、参考仕様を明示ください。		参考資料2, 3をご参照ください。
21	その他	14	(2)	2	(1)	計画下水量	豊中市の上水道設備で、給水量計算をする場合、用途別の面積あたり給水量算出基準の有無をご教示ください。 また、ある場合、同基準の内容をご教示ください。		豊中市開発行為等に関する手引きP.21 4のとおり、給水装置工事施行指針(ホームページに掲載)に基づき店舗・事務所等は、給水用具給水負荷単位から給水量を算出してください。
22	その他	14	(2)	2	(1)	計画下水量	上記質問No.21において、類似事例(同一用途、同一業態の他店舗での実績)を利用して算出することはできませんでしょうか。		No.21の回答をご参照ください。 なお、使用用途によっては、給水方式から協議になります。
23	その他				第3条(3)	減量認定の対象	汚水排水量の減量認定に関する取扱要綱に基づき、植栽等散水の使用によるものについては、減量認定が受けられるものとして考えて宜しいでしょうか。		ご理解のとおりです。手続きとして汚水排水量減量認定申込書等をご提出いただきます。 市にて現地調査等を行い、承認後、申込者に認定通知をします。 市にて撤去する予定です。
24	その他					防災スピーカー	事業用地北西側の既存屋外プール横にある自立柱の上部にスピーカーが設置されておりますが、撤去可能と考えて宜しいでしょうか。		
25	その他				第4条	特定建築物の届出	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に関する特定建築物の指定および事前審査について、大阪府または豊中市いずれの管轄であるか、また、窓口となる担当部署をご教示ください。		前段については、市です。 後段については、豊中市健康医療部保健安全課生活衛生係(06-6152-7321)です。